

厚岸町規則第24号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合政策課の部政策調整係の項第20号中「編さん」を「(編集に関するものを除く。)」に改め、同項中第22号を第32号とし、第21号を第31号とし、第20号の次に次の10号を加える。

- (21) 移住及び定住に関する事。
- (22) 地域おこし協力隊に関する事。
- (23) まちおこし基金事業に関する事。
- (24) まちおこし団体の支援に関する事。
- (25) 友好都市との親善交流の総合調整に関する事。
- (26) その他地域間交流に関する事。
- (27) 姉妹都市との親善交流の総合調整に関する事。
- (28) その他国際交流及び国際協力に関する事。
- (29) 東京厚岸会等のふるさと会に関する事。
- (30) その他ふるさとづくりに関する事。

別表第1 総合政策課の部ふるさと交流係の項を削り、同表保健福祉課の部中

| | |
|------------|---|
| 子育て・障がい福祉係 | (1) 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する事。 (2) 母子相談に関する事。 (3) 児童手当に関する事。 (4) 児童扶養手当に関する事。 (5) 保育計画に関する事。 |
|------------|---|

- (6) 保育所の管理及び運営の総合調整に関する事。
- (7) 保育所の入退所に関する事。
- (8) 保育料に関する事。
- (9) 子どものための教育・保育給付に関する事。
- (10) 特定教育・保育施設の指定監督業務に関する事。
- (11) 児童福祉施設の給食及び栄養管理に関する事。
- (12) 児童館の管理及び運営の総合調整に関する事。
- (13) 子育て支援センターの管理及び運営の総合調整に関する事。
- (14) 要保護児童に関する事。
- (15) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (16) 障がい者基本計画に関する事。
- (17) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関する事。
- (18) 障がい者（児）の各種の給付及び助成に関する事。
- (19) 障害支援区分等審査会に関する事。
- (20) 障がい者（児）福祉制度の普及及び啓発に関する事。
- (21) 障害者手帳及び障がいに伴う各種の手当の申請に関する事。
- (22) 障がい者（児）の相談及び生活支援に関する事。
- (23) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する事。
- (24) 自立支援医療に関する事。
- (25) 難病対策に関する事。
- (26) 子ども発達支援センターに関する事。
- (27) 障がい者虐待及び防止に関する事。
- (28) 障がい福祉団体に関する事。
- (29) その他ひとり親、児童福祉及び障がい者（児）福祉に関する事。

を

子育て施策
推進係

- (1) 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する事。
- (2) 母子、父子及び寡婦福祉相談に関する事。
- (3) 児童手当に関する事。
- (4) 児童扶養手当に関する事。
- (5) 保育計画に関する事。
- (6) 保育所の管理及び運営の総合調整に関する事。
- (7) 保育所の入退所に関する事。
- (8) 保育料に関する事。
- (9) 子どものための教育・保育給付に関する事。
- (10) 特定教育・保育施設の指定監督業務に関する事。
- (11) 児童福祉施設の給食及び栄養管理に関する事。
- (12) 児童館の管理及び運営の総合調整に関する事。
- (13) 子育て支援センターの管理及び運営の総合調整に関する事。
- (14) 要保護児童に関する事。
- (15) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。

| | |
|--------|---|
| | (16) その他母子、父子及び寡婦福祉並びに児童福祉に関すること。 |
| 障がい福祉係 | (1) 障がい者基本計画に関すること。 (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。 (3) 障がい者（児）の各種の給付及び助成に関すること。 (4) 障害支援区分等審査会に関すること。 (5) 障がい者（児）福祉制度の普及及び啓発に関すること。 (6) 障害者手帳及び障がいに伴う各種の手当の申請に関すること。 (7) 障がい者（児）の相談及び生活支援に関すること。 (8) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。 (9) 自立支援医療に関すること。 (10) 難病対策に関すること。 (11) 子ども発達支援センターに関すること。 (12) 障がい者虐待及び防止に関すること。 (13) 障がい福祉団体に関すること。 (14) その他障がい者（児）福祉に関すること。 |

に改め、同表観光商工課の部観光係の項中第16号を第18号とし、第15号の次に次の2号を加える。

- (16) ふるさと納税に関すること。
- (17) ふるさと納税基金に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(厚岸町児童館条例施行規則の一部改正)

2 厚岸町児童館条例施行規則（平成6年厚岸町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子育て・障がい福祉係」を「子育て施策推進係」に改める。